

2026 年 10 月 2 日

お客さま 各位

九州労働金庫

令和 8 年台風第 18 号に伴う災害にかかる義援金口座の開設と 系統内為替手数料免除措置手続きのご案内について

当金庫では、災害支援を目的として会員団体等が開設する義援金口座へのお振込みについて、当金庫窓口における当金庫本支店宛の振込手数料（ろうきん本・支店宛）を免除しております。

義援金口座の開設手続き等につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 義援金口座の開設手続き

会員団体等が、標記災害の支援のため労働金庫に義援金口座を開設する場合は、労働金庫の支店で義援金専用の普通預金口座開設の手続きをお願いいたします。

2. 為替手数料免除措置の手続き

上記開設口座への振込手数料を免除とする場合は、口座開設時に、次の書類の提出をお願いいたします。

- ・ 義援金の取扱期間等を記載した代表者名による手数料免除要請書

以 上

つながる あした、ひろがる みらい

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。